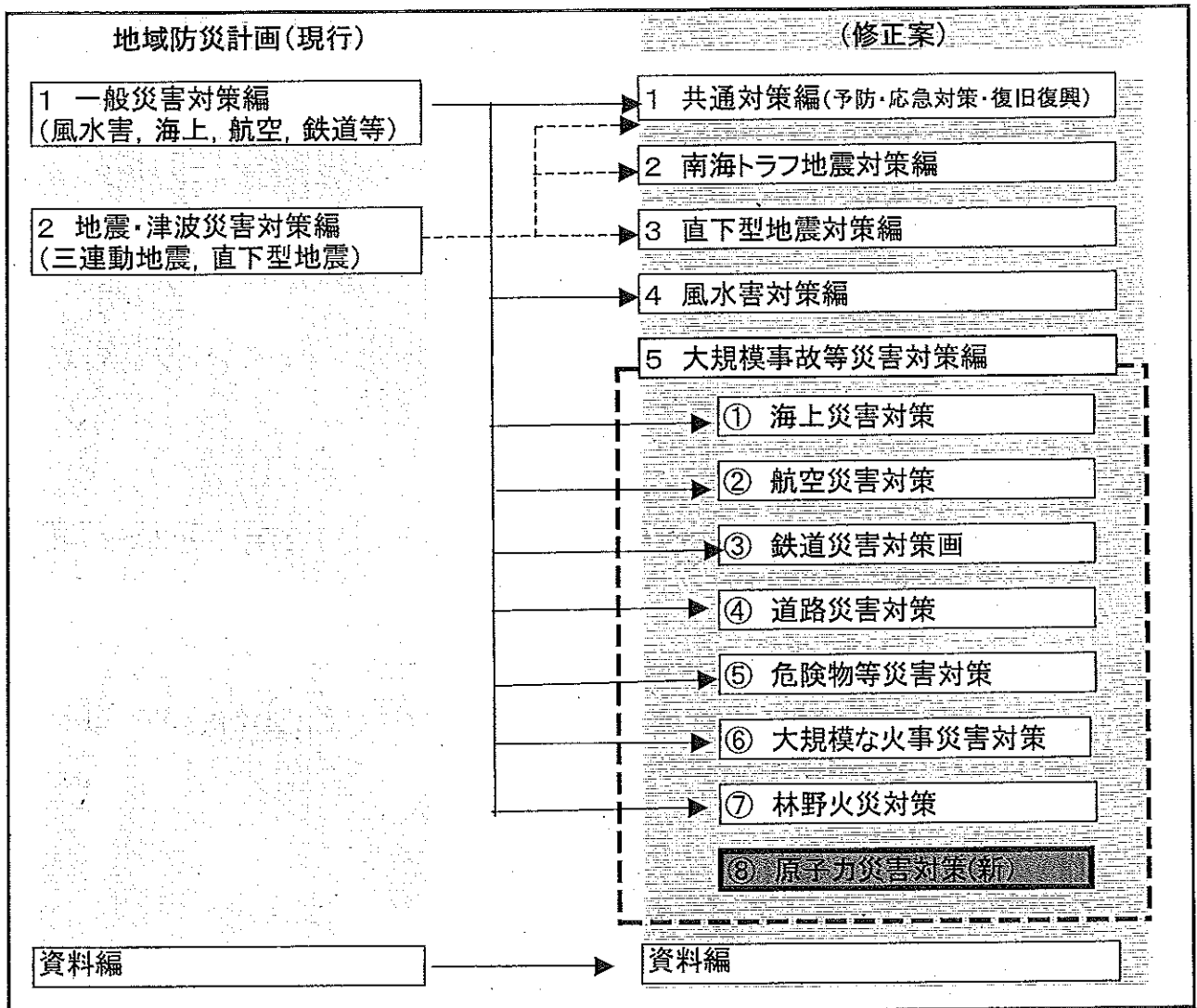


徳島県地域防災計画の修正の概要

1 計画の構成

現行の「一般災害対策編」、「地震・津波災害対策編」を災害種別ごとに再編成し、各災害対策に共通している事項(予防, 応急対策, 復旧・復興)は、「共通対策編」として整理・統合のうえ、「南海トラフ地震対策編」をはじめ、「直下型地震対策編」、「風水害対策編」及び「大規模事故等災害対策編」で構成する。

また、「大規模事故等災害対策編」に、原子力災害対策指針等を踏まえ、「原子力災害対策」を新設する。



2 修正方針

次に掲げる要素について、地域防災計画を修正する。

- 災害対策基本法(平成24年6月)や国の防災基本計画(平成24年9月)の修正内容等を踏まえ修正する。
- 「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」(平成24年12月21日)、「徳島県津波浸水想定」(平成24年10月31日)及び「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第1次想定)」(平成25年7月31日)を踏まえ修正する。

3 主な修正内容

共通対策編 第1章 総則

○ 指定地方公共機関の追加

避難所における避難者の健康対策や遺体の検視、身元確認及び処理対策のため、一般社団法人徳島県歯科医師会を指定地方公共機関に指定した。

共通対策編 第2章 災害予防

○ 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の施行

「徳島県震災を考える日」や「徳島県震災を考える週間」等機会ある毎に「自助・共助・公助」による防災活動の促進を図ることを明記する。

○ 情報の確実な伝達

避難所の避難者や居住地以外の避難者への情報・サービス等の確実な伝達を図ることを明記する。

○ 地方公共団体間の相互応援体制の整備

「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」の締結等により、応援・受援計画の策定など体制の整備を図ることを明記する。

○ 「災害時情報共有システム」の活用

「災害時情報共有システム」を活用し、気象情報や災害情報など総合的な防災情報等を県及び市町村で情報共有を図ることを明記する。

○ 災害時における協定の締結

災害協定に基づき、災害発生時にポータルサイト事業者に対し、県から提供する災害情報をサイトに掲載するなど情報提供の協力を要請することを明記する。

- ・ 災害に係る情報発信等に関する協定
- ・ 防災への取り組みに関する協定書

共通対策編 第3章 災害応急対策

○ 徳島県災害対策本部組織の機能強化

① 「統括司令室」の新設

従来の「本部事務局」に、経営戦略部及び政策創造部を加え、「統括司令室」として再編し、責任者を「政策監」とする体制とした。

(情報収集、分析・立案、部隊調整、市町村支援、広域応援調整、職員の応援調整)

② 災害対策本部の班編制の見直し

実行部に平時の課単位での班を置いていたが、災害時の業務を想定した「災害応急業務」別に再編成した。

(避難者支援班、災害時要援護者支援班、救援物資調整班など)

○ 特別警報発表時の警戒体制の明記

① 特別警報について、県は市町村へ、市町村は住民等への周知義務等を明記する。

② 特別警報発表時の県の警戒体制を明記する。

特別警報(大雨)が発表された場合は、県は「災害対策警戒本部」を設置することとした。

○ 複合災害への対応

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めることを明記する。

○ 広域避難への対応

広域避難における関西広域連合等地方公共団体間の調整や、運送事業者への被災者輸送の要請等を明記する。

○ 災害時における協定の締結について

災害時等において、県の要請に基づき、応急対策に必要な物資又は人員の輸送等のため、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定を締結した。(6事業者)

○ 救援物資の確実な供給

民間物流業者との協定締結に努めるなど物資の調達・輸送体制の整備を明記する。

共通対策編 第4章 災害復旧・復興

○ 多様な意見の反映

復旧復興のあらゆる場における女性や障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画促進について明記する。

南海トラフ地震対策編 第1章 総則

○ 地震被害想定の見直し

① 徳島県津波浸水想定(平成24年10月31日)

南海トラフ巨大地震を想定し、浸水域のほか津波影響開始時間や最大波到達時間を明記する。

② 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(一次)(平成25年7月31日)

南海トラフ巨大地震が発生したときの「人的・建物被害」の様相について明記する。

南海トラフ地震対策編 第2章 災害予防

○ 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の施行

① 津波災害警戒区域等の区域指定

津波災害警戒区域等の区域指定を推進することを明記する。

直下型地震対策編 第1章 災害予防

○ 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の施行

① 特定活断層調査区域の指定

特定活断層調査区域を指定し、「特定施設」の新築等を行う場合には、県に届出が必要なことを明記する。

大規模事故等災害対策編 第8部 原子力災害対策

○ 原子力災害対策の新設

原子力災害対策指針等を踏まえ、「大規模事故等災害対策編」に「原子力災害対策」に係る事項を新設する。

【新 設】

大規模事故等災害対策編 第8部 原子力災害対策 の概要

1 策定の考え方

策定の趣旨

- 東京電力福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の事故は、大量の放射性物質を放出し、数百 km 離れた農林水産物等から基準値を超える放射性物質が検出されるなど、今までの想定を超える事態となった。
- また、国においては、福島第一原発の事故を踏まえ、「原子力災害対策特別措置法」(以下「原災法」という。)の改正や「防災基本計画原子力災害対策編」の修正、さらには、「原子力災害対策指針」が策定されたところ。
- 本県は、福島第一原発の事故発生に伴い、これまでに空間放射線量率のモニタリング強化や県産の農林水産物等の放射性物質検査などの対応を実施してきたところであるが、これらの災害対応や改正された国の指針等を踏まえ、原子力災害が発生した場合に備え、県等が実施すべき「事前対策」、「応急対策」及び「中長期対策」について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

基本的な視点

- ① 情報収集・連絡体制の整備
- ② 県外からの避難者の受け入れ体制の整備
- ③ 住民等への的確な情報伝達体制の整備

2 主な内容

第1章 総則(計画の目的、対象とする原子力災害)

○ 本計画で対象とする原子力災害

大規模な放射性物質の放出により広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力施設における原子力災害は想定せず、全国の原子力施設における原子力災害を想定する。

第2章 原子力災害事前対策(予防体制の整備、事前対策)

○ 緊急事態応急体制の確立

原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合や特定事象・警戒事象発生 of 通報を受けた場合、また、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策連絡本部を設置し、初動体制を確保する。

第3章 緊急事態応急対策(災害発生時の応急対策)

○ 緊急時モニタリングの実施

特定事象又は警戒事象発生が発生した場合は、平常時のモニタリングを強化し、その結果をホームページ等を活用し速やかに公表する。

○ 飲食物の出荷制限, 摂取制限等

飲食物に係るスクリーニング検査を実施し, その結果をホームページ等を活用し速やかに公表するとともに, 必要に応じて検査対象品目を追加するなど, 検査体制の強化を図る。

○ 緊急時の保健医療体制の確立

被ばくに関する専門的な健康相談窓口を設置するとともに, 除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制を確立する。

○ 相談窓口の設置

モニタリング結果に関することや, 飲食物の安全性に関することなど, 県民からの相談, 問い合わせに対し, 相談窓口を設置する。

○ 県外からの避難者の受け入れ体制の整備(広域避難対策)

県外からの避難者の受け入れを実施するため, 市町村と連携し, 受入先の調整, 避難所の開設・運営, 窓口の設置等, 受け入れ体制の整備を図る。

避難者の多様なニーズを把握し, 必要な支援につなげるとともに, 避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ, 避難者に対し情報提供する。

第4章 原子力災害中長期対策(災害事後対策)

○ 環境放射線モニタリングの継続

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなった後も継続的に環境放射線モニタリングを行い, 結果を速やかに公表する。

○ 各種制限措置の解除

緊急時モニタリング等の結果や国の指示・助言に基づき, 飲食物の出荷制限, 摂取制限等の制限措置を解除する。

○ 風評被害等の影響の軽減

原子力災害による風評被害を未然に防止し, また, その影響を軽減するため, 県産品等の放射性物質検査を継続し, 迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに, 積極的な広報活動を展開する。

○ 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等, 避難の生活支援について, 必要な支援を行う。